

船橋福祉相談協議会

ニュース



第28号

発行者 特定非営利活動法人
船橋福祉相談協議会 ふらっと船橋(事務局)
273-0021 船橋市海神 1-31-31 ジュネス海神 101
TEL 047-495-6777 Fax 047-495-6776
HP <http://flat-funabashi.com>
E-mail flat-funabashi@key.ocn.ne.jp

「問われる障害施策の基本」

特定非営利活動法人
船橋福祉相談協議会
理事長 宮代 隆治

国連において障害者権利条約(以下「条約」とする)が作られたのが二〇〇六年でした。この国は八年後の二〇一四年にこの条約を批准、施行されることになりました。

また批准した国は、自国において条約がどう守られているか、国連に報告書を提出し

なければなりません。これを受けた国連障害者権利委員会は、報告の実態を審査します。もし、その実態が障害者の権利について、条約の主旨に反して侵害或いはその恐れがあれば、是正や修正について勧告が出されることとなります。昨年、初めてこの国は審査を受け、九月に勧告が出されました。何が問題とされたのか、そのいくつかを見ます。

て自立した生活を送る」ということです。近年、「脱施設」を標榜し国の施策は施設から地域への移行を推進していますが、年々その動きが鈍化して、未だ一二、七〇〇〇の人たちが施設で暮らしています。また、精神科病院の入院患者数は二〇二〇年で約二九〇、〇〇〇とOECDの中でも突出しています。この状態を「障害者が地域で暮らす権利が保障されていない」、「精神科病院の強制入院は障害に基づく差別であり、自由を奪っている法令の廃止を」と指摘されました。

今、「脱施設・地域移行」の代名詞として、グループホームが語られるようですが、これも勧告の対象となっており、ここも勧告の対象となっており、「本人の選択なしに、特定の生活様式を強いることや介助する人を本人が選べない、況して不特定多数の者を前提として介助するシステムは、地域での自立した生活とはいえない」と言ったところではないか。精神科病院の問題については、今年二月に大々的に報じられた、都下「滝山病院」での看護師等による虐待事件がありました。行き場のない精神障害者がまるで「棄民」の扱いを受けています。人権無視の対応に激しい憤りを覚えましたし、憲法で基本的人権を謳うこの国の現実を突きつけられたようでした。これらは一例であり、勧告の全容は「教育」や「労働」等多岐に亘り様々指摘されています。

条約の基本姿勢を確認しておきたいと思えます。それは、障害当事者の意思がそして人権が何より尊重されるということでしょう。この条約作成の中心を担ったのは、世界中から集まった障害当事者の方々でした。そんな彼らの思いは「私たちが抜きにして、私たちのことを決めないで」、この言葉に象徴されているよ

うです。障害者が「憐れみ」や「救済」の対象とみなされてきた時代、彼らの発言は制限され、軽視されていたと思います。障害をおもんばかつて作られた各種施策は誰のために、何のためにあったのでしょうか。「お為ごかし」という言葉を想起してしまいました。

以前、男子五名で暮らすグループホームを運営していましたが。ここが立地的にホームには不適合であると行政から指摘を受け、引越しを余儀なくされました。建築基準法や消防法等の絡みで適当な家屋を見出すことが厳しかった。そこで、やむなく借家を見つけて、グループホームではなくシェアハウスとして暮らすことにしました。一人ひとりに支援計画を立て、ヘルパーさんに介助して頂くことになりました。起床、洗面、食事、排せつ、整容等々各々のニーズに基づきサービスの提供を受けます。この時、これが支

援することの本質では、と気付かされました。箱物としてのグループホームに付随する支援ではなく、一人ひとりのニーズに基づいた支援。そこでこそ、個としての私の意思が尊重されるのでは、と。条約と勧告、その中に障害児及び障害者を巡る施策の根本があることを改めて認識させられました。

「やわらかなデザイン」
 船橋福祉相談協議会
 副理事長 高尾 英彦
 船橋市自閉症協会会長

近所の公園に桜見物にでかけた今年の春、木々をながめていたうちに素朴な疑問をもちました。野菜やくだものなど畑の作物には肥料や世話が自然に育ち、花が咲く。この違いはなぜだろう。図書館にある本や近所の農家との雑談

を通じて、いくつかのことを知りました。

- ・自然界で地面に落ちた花、葉、枝、生物の体や糞などは、数か月から数十年もの時間をかけて土の中の微生物によって分解され、肥料や土となる。
- ・スプーン一杯ほどの量の土に、数万種・数十億個もの微生物が存在し、この多様性が動植物の生態バランスに関与している。
- ・畑のような人工的な環境では、生息する微生物などの生きものの多様性が乏しいため、作物には肥料や世話が必要。害虫の繁殖など生態バランスの偏りによる影響が尽きない。

生きものの多様性をもつ自然界での役割の大きさに、おどろきます。

いまから5年前、当時11歳の井出安優香さんが交通事故で亡くなりました。そして本年2月、遺族が加害者に逸失利益の損害賠償を求めた裁判

の判決が出ました。判決は、加害者が遺族に標準的な賠償額（労働者の生涯賃金の平均）の85%を支払えというもの。100ではなく85%とした理由は、安優香さんには聴覚障害があるので、金銭を稼ぐ将来の能力を平均より低く見積もったから、とのこと。私たちはこの判決を、どう受け止めましょうか。

安優香さんが失った未来には、可能性しかなかったはず。判決の背景には、人が障害をもたないことを標準としてデザインされた社会で働く、未来の安優香さんの姿があったのでしょうか。

このデザインを、やわらかなものに変えていく。人がもつ多様性は優劣でも対立のものでもなく、人が豊かに暮らす社会の力となる。そういう色の花が咲くよう、木の葉のように地面に落ちて何年かかっても、皆様と力を合わせていきたいと思えます。



「要配慮者対策について」

船橋市健康福祉局
福祉サービス部
障害福祉課
課長 安藤達也

この4月に障害福祉課長に着任いたしました。安藤です。よろしく願います。

私は、平成19年度から26年度までの8年間、障害福祉課の「施設援護係」、「計画係」、「給付事業係」の3係に在籍しておりました。多くの障害福祉課職員同様、私も復帰組で、危機管理課から障害福祉課長での復帰は、あの佐藤幸胤さんと同じルートになります。

さて、テーマにさせていただきました。災害時に危険回避行動や避難行動が困難な場合があり、避難生活、生活の再建において、特に配慮を要する者」という定義になっており、具体

的には、障害者や高齢者、状況によっては手助けが必要となる妊婦、乳幼児、外国人などが該当します。

本市では、小中学校などが避難所となりますが、障害や疾病などにより、避難所での生活が困難と判断された要配慮者は、2次的避難所である福祉避難所に移送していただくこととなります。これまで、公民館などの公共施設を福祉避難所としておりましたが、バリアフリーや専門技術・ノウハウなど課題が多くあり、今後予想される首都圏直下型地震等に備え、要配慮者が安心して避難生活を送ることができる体制を整備する必要があります。

そこで、バリアフリーや福祉の専門職の配置など支援体制が充実している、市内の障害者施設や高齢者施設を運営する方々に協力を求め、令和5年2月8日に、障害福祉分野の3法人、高齢者福祉分野の2団体と、「災害発生時にお

ける福祉避難所の設営運営に関する協定」を締結し、新たに50施設の福祉避難所を指定いたしました。さらには、この福祉避難所が十分に機能するよう、令和5年度は、市内を拠点として防災講座や訓練などを行っている「船橋S L ネットワーク」にご協力いただきながら、施設運営者と市が一体となり、福祉避難所運営の研修会や訓練を実施する予定です。

平時はもとより、災害時の障害福祉施策にも、各関係者の皆様のお力をお借りしながら取り組んでまいりたいと考えますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

「運営評価について」

基幹相談支援センター
ふらっと船橋
所長 清水 博和

令和4年度 ふらっと船橋の事業運営評価報告をさせていただきます。(5月18日の船橋市自立支援協議会にて報告済み) 相談実績に関しては左記(※表1)を参照してください。

※表1

	R3 年度	R4 年度
相談件数	133,807 件	142,813 件
対応人数	2,949 人	2,757 人
新規人数	503 人	513 人
精神	75,843 件	75,500 件
知的	46,665 件	55,380 件
身体	10,005 件	16,376 件
児童	15,522 件	14,346 件

相談件数の増加、障害種別では精神の方、相談の時間帯では午後帯が多いのは例年の傾向と変わりはありません。船橋市の取り組みとして、令和4年まで未現在市内に3ヶ所の総合相談窓口の開設をしてきました。

今後は北部及び東部を含めた5ヶ所の開設に向けて協議検討を共に進めております。未開設地区につきましては当方が相談窓口対応を致しておりますが、基幹相談支援センターとしては船橋市全域の相談支援業務は継続しております。市内に複数設置を進めていく上で連携、協同は必須であり毎月開催する定例会議において相談内容の確認や連携方法、困難ケースへの共同支援等を行い、各エリアにおける相談傾向を共有しながら地域診断にも取り組んでいます。

ふらつと船橋は基幹相談事業も含め、数字から見る相談件数の減少はありませんが、地域における相談窓口という点では複数設置の効果は大きいと考えます。

総合相談事業としての評価と合わせて、基幹相談支援センター機能が果たされているのか？という評価については、地域におけるサービスの状況や資源の不足に関する調査検

討、障害児童に関しては一時的保護的なショートステイ先の確保は急務であり、医療的ケア児等への社会資源の不足は慢性的な課題であり在宅生活を支援していくシステムの検討も同様と考えます。高齢者関係との意見交換の実施（8050問題）。

触法関係者及び医療観察法対象者支援など、より専門性が求められる対応等にも取り組んでいます。

次に、船橋障害者相談支援事業所連絡協議会（FAS-net）においては、相談者及びサービス提供事業者に対して「計画相談に関する調査」としてのアンケートを実施しました。これは計画相談に対する評価として他ではあまり見ないものだと思います。回答の中で最も注視すべき点は利用の満足度や不満というそのままでの声にありました。300近く回答の中で概ね10人に一人は満足していないという結果が出ています。5年度はこの

結果を基に内容を精査し、改善方法などFAS-net各委員会並びに定例会等で議論してまいります。また、地域移行・地域定着を検討する部会の立ち上げを行い、地域移行事業の推進に寄与できればと思い部会の設置開催をしました。

分野毎での課題完結ではなく「世帯に合わせた状況」への仕組みづくりとして対象者個々を切り離さず「世帯支援」という意識共有を進めていかなければ社会的狭間が縮まる事にはならないと考えます。

「実績報告」
主任 山村 由香

障害者虐待防止センターは「ぷ」は自立支援協議会において、令和4年度に受理した案件等の実績グラフをまとめ報告しました。

養護者・使用者の虐待疑いの通報・届け出は11件でした。2件が対応終結し、2件ともに使用者虐待で虐待有りの結果でした。令和5年度に持ち越し、対応している案件は10件です。障害者虐待の件数は例年より少ない数字でしたが、その他相談の回数は令和3年度553回、令和4年度1376回と倍以上になっています。は「ぷ」は、令和4年度より障害者差別の相談対応を行っていましたが相談はありませんでした。令和5年度も虐待が疑われる案件について関係機関と連携を密にし、障害者・養護者へ対応して行きます。

お知らせ

当協議会ホームページに「令和5年度NPO法人船橋福祉相談協議会事業計画」の掲載を予定しております。

